

衆議院 環境委員会 議 録 第 五 号

平成六年六月七日(火曜日)

午後三時二十分開議

出席委員

委員長 奥田 幹生君

理事 林 幹雄君

理事 谷津 義男君

理事 笹山 登生君

理事 大野由利子君

理事 野田 聖子君

理事 石田 美栄君

理事 松沢 成文君

理事 金田 誠一君

理事 田端 正広君

理事 佐藤謙一郎君

理事 坂本 剛二君

出席政府委員

国務大臣
(環境庁長官)

環境庁長官官房

環境庁自然保護

局長

委員外の出席者

通商産業省貿易

通商産業省生活

産業局文化用品

課長

環境委員会調査

室長

仁坂 吉伸君

上野 裕君

工藤 桂司君

委員の異動

六月七日

辞任

山本 拓君

同日

第一類第十六号

環境委員会議録第五号

平成六年六月七日

辞任

米田 建三君

補欠選任

山本 拓君

本日会議に付した案件

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

○奥田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。野田聖子君。

○野田聖子委員 自由民主党の野田聖子でございます。本日は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に關する法律の一部を改正する法律案に關して質問させていただきます。奥田委員長、質問をします前に一言と申します。濱四津新長官にはおめでとうございます。ぜひとも頑張ってください。長官の前で質問をさせていただきますので、初めに環境行政に対する考え方を少し聞いていただき、御理解いただきたいと思います。

実は私は、昨年当選しまして、自民党の本部の御指示によりまして環境委員会の委員を拝命させていただきました。その前数年間はリサイクル運動とかを個人的にボランティアという形でやっていたので、非常になじみやすいし、私、女性にとつてもとてもやりがいのある仕事ではないかと思つて取り組んでいる毎日ですけれども、日々感じますことは、大変環境という言葉はきれいでよく聞かされるけれども、その中身については、非常に複雑であるし、きれいなところで済まない部分、例えば一つの法律をつくるにしても、いろいろな省庁と渡り合つてやっていかなければいけない非常に政治的な部分も、このわずかな数カ月ですけれども痛感し、やもすると悔しい思いをしたり、本当に環境という言葉から想像できないようなさまざまな重たい任務があるんだということを痛感しております。

そこで、せんだつて長官から所信表明がございました。その中では、地球環境の保全の推進については、「地球サミットにおける合意を実現するため、平成九年に開催予定の環境と開発に關する国連特別総会に向けて、国連持続可能な開発委員会を中心とする国際的な取り組みを進められておりますが、我が国としても、昨年十二月に策定したアジェンダ21行動計画を関係省庁一体となつて推進し、これを積極的にリードしてまいります。」また、「環境行政は、環境基本法の制定を受け、今まさにその真価を問われております。」この二つのセンテンスでまさに長官がおっしゃつておられるのは、今、日本の環境行政というのは、国内のみならず外国にとつても真価を問われているんだ。我が国においては、ほかの諸外国に先立つて環境基本法を国会の全会一致で採択し、制定された。今こそその環境基本法に、形ができたから魂を入れる作業を早急にしなければならぬという、今、環境委員会初め環境行政には任務を背負わされているんだと思つた。また、その環境行政は、国際的な舞台での優先順位の高いアジェンダとして世界に認識されている。つまり、環境行政の責任者なり担当者というものは、非常に国際的な関心が寄せられているということが言えます。そこで、長らく続いた自由民主党の政権から昨年細川政権になりまして、細川政権から羽田政権へ政権が移行したのに伴い、環境庁長官の人事異動が行われました。今回の人事は、このような真価を問われる環境行政の現状を真に理解していただくと見えるのだろうかというのが私の率直な疑問です。もつとはつきり言うと、なぜ広中前長官は再任されなかったのだろうかというのが、私が今でも非常に疑問に感じてるところです。

なぜならば、前長官は、答弁に立たれた際にもなるべく自分の言葉で答えさせていただくということ、むしろ今羽田さんが盛んにおっしゃつておられる普通の言葉で語る政治をいち早く実践されておられた大臣の一人ではないかと私は今も信じておりますし、長官在任中には何らかの失点となるべき、いろいろな問題発言をしたとか、いろいろそうやって飛ばされる人もいるのですけれども、前長官に關しては何ら失点はなかった、そういう采配はなかったと確信しております。

むしろ在任中には、非常に重要な施策とかそれにかかわる決定に關与された。環境基本法はもちろんのこと、九三年十二月のアジェンダ21国別行動計画の策定、九四年一月、国際熱帯木材協定の採択、二月には特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に關する特別措置法の成立と、大変活躍をされ、以前から環境行政に大変深い理解と勉強をされておられた方なので当然のことといえ当然なんですけれども、これは今始まつたばかりで、国際的にはこれからまた一歩また一歩と進めていかなければいけない大切な仕事だと思つております。

(委員長退席、谷津委員長代理着席)

また、広中前長官は、在任中に企業経営者を主としてアンケートをとられまして、もちろん今の長官もお持ちだと思つたけれども、そこには環境に対する企業経営者からの回答が出ていたわけで、そのアンケートの回答を読んでもみますと、やはり企業経営者の環境行政に対する期待にこたえ

るかどうかという視点から見ても、今回の人事異動は疑問視されるのではないかと考えるのです。

というの、この回答の中から抜粋して読みますけれども、例えば機械分野の企業経営者からは、「今日の環境問題のように、国、国民、企業等の責任がはつきりせず、対策の結果が明確でない問題は、日本人の最も得意な分野。」環境対策は、高度なノウハウを必要とするため、小手先だけの対症療法では本質的な対応はできない。「導入期」まさに今なんですけれども、「高度な政治的洞察が必要。」であると言われています。また、同じように機械関係の経営者の人は、「地球環境問題と日本の環境問題とが一体化した意識の下に対応できるように対策を施すべきであり、つまりこれも、やはり各国の政治家がいるような国際会議とかそういう舞台で意見のやりとりをして、一つのコンセンサスをつくっていくかなきゃいけないんじゃないか」ということを指摘していると思います。

また、それぞれいろいろあるのですけれども、このエンジニアリング関係の方は、特に日本という国は「地球環境対策のフィロソフィーとプランを世界に示すことが必要。」である。そういうふうな形で、企業経営者にあっても環境行政の重要性というのは強く認識されています。この「フィロソフィーとプラン」というのは、いわゆる環境庁というお役所がやるのではなくて、むしろフィロソフィーの部分というのは政治家、政治が深くかわかっていかなければいけないものではないか、特性ではないかと思えます。

〔谷津委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、羽田政権のもとでは、要するに総辞職があった後、全閣僚が一掃されたのではなくて、その場所によつては再任、大蔵大臣とか文部大臣とかそういう人たちは再任したり、または横滑りの閣僚もいらつしやるわけです。そのような状況の中で、環境庁長官が交代しなければならなかった理由が私にはどうしてもわかりません。そして、私は羽田総理に直接伺うわけにいかないの

で、新長官にはできればその理由をぜひ羽田総理に聞いていただきたいと思うのです。

別に今私は現長官を批判しているわけでも何でもありません。まだまだこれからいろいろとその手腕については発揮されると思うのですけれども、ただ私がここで申し上げたいのは、ややもすると男性主導のこの政治の中で、女性の大臣を置かなきゃいけないという義務感を持っていらつしやる男性政治家は多いと思います。それはどの党ということでもなしに、全般的にそういう意識が強いと思います。そこで、環境庁は女性的な職種だから女性の大臣が、長官がやるといいんじゃないかという発想かもしれないけれども、私は、広中前長官に対しては、女性だから環境庁長官に就任されたとはこれっぽちも思つたことがなかった。やはり政治家として当選されて以来、一貫して環境行政に国際的また国内的にも取り組んでこられたその実績が環境庁長官としての仕事をこらしたのだ、得られたのだという理解をしていましたので、私にとつても非常にいい励みと、先輩としてあれしよと思つていたので、突然仕事半ばでかわられてしまったことはとても残念だし、むしろ現長官におかれましては前長官の引き継ぎというのはかなりハードな部分があると思います。

私が申し上げたいのは、環境庁が余り軽く見られたくない、これからの国政にとつて、国際社会において日本という国が各国に負けない手腕を発揮できる、リーダーシップをとれるのは軍事ではなくて環境なんだ、そういう真摯な、真剣な取り組みをしないことにはいけないんじゃないか。つまり、これから委員会でも議論をする種の保存法改正案、またその前身である種の保存法の制定は、平成四年に開催された国連環境会議、地球サミットが採択したアジェンダ21を具体化するという流れの中で進められているのです。地球サミットのような真に国際的フォーラムで決定された事項、それを先導すると目される環境庁のトップが、長官が明白な理由もないままに、しかも短期間で交代させられるようでは、日本の環境行政に取り組む姿勢、熱意が国際的に疑われはしないか、そういう危惧を私自身は持つているところであります。

いろいろと申し上げましたけれども、とにかく新長官にはぜひ頑張つていただきたいと思つていますが、これについて所感、御感想があれば、むしろ熱意を私に聞かせていただければありがたいと思つています。

○浜四津国務大臣 ただいま野田先生からさまざまな観点につきましてお話しただきました。おつしやいますように環境問題、恐らく東西冷戦構造が崩れた後の今この世界において世界共通の最大の課題の一つというふうに認識されていると考えております。そういう意味におきまして、環境問題、国内だけではなくて国際的な問題としても日本もリーダーシップをとって一生懸命取り組んでいかなくてはならない、本当におつしやるとおりだというふうに思っています。

こうした空間的また時間的広がりを持った環境問題、先ほども述べられましたけれども、内容的にも大変複雑でまた多様化して、殊に環境と開発あるいは環境と経済、どうバランスをとっていくのかというのは、どの国にとつても非常に難しい問題であるというふうに思っています。そうした国際社会の中で日本がどうリーダーシップをとっていくのか、まさに真価が問われる問題、本当におつしやるとおりだと思つています。

そうした中で長官につかされたいたわけですから、本当に力不足ではございますが、全力で取り組ませていただきたい、こういうふうに思つております。幸い環境問題、これは与野党問わず取り組まなくてはならない問題でございまして、この委員会の先輩の先生方また歴代長官、さまざまな関係者の方々、本当に一緒に取り組んでこられた、またこれからもお力をいただけるものというふうに考えております。

から歴代長官が築いてこられたこれまでの環境問題への取り組み、ぜひそれを引き継がせていただき、また任期をいただいている間に少しでも前進できるように頑張らせていただきたいと思つております。

環境庁が軽く見られるようなことがあつてはいけないというお話でしたけれども、私自身も環境庁、本当に今後は行政の中核としての役割を果たすべきである、こういうふうに思つております。

また、環境庁長官に限らず、閣僚の中にもつとも女性があればいい、こういうふうに思つておりました。その面でも何とかできることを一生懸命させていただきたい。今いらつしやるたくさん女性の議員の方々、いづれ近い将来、本当にその中からたくさん女性の閣僚が出ていただきたい、こういうふうに思つております。

私も長官を拝命するに当たりまして、総理からは、女性の視点をしっかりと生かして頑張るよう、こういう指示を受けましたが、細川政権また羽田政権、生活者の視点を大事にする、こういう意味で、こうした女性あるいは生活者の視点が生まれるような環境行政の推進に全力を挙げてまいりたいと思つています。またどうぞお力をいただきますように、よろしくお願ひいたします。

○野田(重)委員 大変御丁寧な答弁をありがとうございます。私、わずか十カ月ですけれども、環境委員会というのは、女性の視点というよりも、縦割り行政をどうなくしていくとか、やろうと思つたことがいろいろな省庁にまたがついてやりづらいつつとか、そういうことが随分多いような気がします。そのうちの方面でぜひ力強く取り組んでいっていただきたいと思つています。

早速、種の保存改正法案の質問に移らせていただきます。実はそんな中でも改正の骨子等承つたのですけれども、若干わかりづらい点がありますので、それぞれについて答弁をいただけたら幸いです。

まず最初に、現行法、そして改正法案、これから審議される改正法案とワシントン条約との関係

について質問させていただきたいと思ひます。

この法律案というのは、ワシントン条約をより遵守できるような国内措置の検討を指摘した総務庁の行政監察局の勧告と、そして衆参の現行法案のときに附帯された決議を受けて提出されたという聞いていますが、この希少動植物の取り扱いに関する現行法が、質ともに拡充した内容になる前向きな法改正であるということで、私もこの改正法案を理解させていただいてよろしいでしょうか。

また、その改正法案はワシントン条約の実効性を上げるための国内的整備である、そういう基本的な認識をしいいかどうか。

そして最後に、実はワシントン条約の基本的な考え方の中に、疑わしきは保護にという考え方があるという聞いています。今回の改正法案もそうした理解をベースにしておられるのかどうか。

この三点について確認させていただきたいと思ひます。

○農林政府委員 お答え申し上げます。

現行法と改正法、そしてワシントン条約との関連というお尋ねでございます。

ワシントン条約は絶滅のおそれのある野生動物の国際取引を規制することによりまして種の保存を図ろうとするものでございまして、この条約では附属書に掲載された動物の個体、全体だけでなく個体の部分や加工品も含めて国際取引の規制の対象となっておりまして、窓口である税関で、水際における輸出入の規制が行われているところでございます。

現行の種の保存法は、ワシントン条約に基づくこの水際規制をより実効あらしめるものとするために、同条約に基づき国際取引が原則として禁止されている附属書Iの動物種につきまして国内取引を規制するものでありまして、このことにより輸入圧力というものを抑えていくというような趣旨によるものでございます。ただ、現在のところ、同法における規制の対象は動物の個体及

び標本に限られておりますので、部分品については国内規制の対象となっておりませんところでございます。

このことは、先生御指摘のように前回の法律を制定されました際の衆参の附帯決議におきまして、も検討事項とされておるところでございます。今回の改正法におきましては、その動物種の部分、加工品についても国内取引の規制の対象としよう、そういうことで条約の趣旨を全うし、また絶滅のおそれのある種の保護の徹底を図ろうとするものでございます。したがって、従来いけば宿題になっていたところを今回手当てをいたしまして、十全の効果をあらしめるような内容のあるものにしたという趣旨でございます。

それから二点目は、ワシントン条約の考え方として、疑わしきは保護すべきという原則があるかどうかというお尋ねでございます。

ワシントン条約におきましては、現に国際取引により絶滅の危機にある種はもちろん、そのおそれのある種につきましても保護の対象としておりまして、先生おっしゃっておられる疑わしきは保護すべきという考え方は未然防止的な対応、プレコーションナリアプローチという考え方が基礎にあるものと理解をしております。ワシントン条約では、こうした趣旨から、現に絶滅のおそれのある附属書Iの掲載種について規制をしておりますとともに、現在絶滅のおそれはないものの、今後絶滅のおそれがあるという状態に至るおそれがあるというようなものについても各国が協力しながら規制をしようというところで、附属書IIあるいは附属書IIIというものを掲げ、各国が協力し合う体制をとっておるところでございます。

ワシントン条約はこうした考え方に沿ってあるものでございまして、先生御指摘の疑わしきは保護すべきという考え方がこういう形であらわれていくというふうに理解をいたしておるところでございます。

○野田(聖)委員 ありがとうございます。

そういう考え方のもとで今回改正される部分というのは、要するに「個体」から「個体等」というふうになって、器官及びその加工品が対象になりますよというところなのですが、これは「譲渡」等の禁止についてということ、現行法ももちろんのこと、改正法案も基本的立場は、希少野生動物種の個体等の譲渡、譲り受け、引き渡し、引き取りは禁止する立場にあつてこの改正法案をやつていくのだということを確認させていただきたいということ、あとこの器官、加工品について、識別できないもの、細分化されたものは対象としないというふうにあると思いますが、具体的にはどういふものを指すか、漢方薬のたぐいはどうなるのか、そしてまた、法案の中の第六条第二項第三号の言う「種を容易に識別することができないもの」という言葉があるのですが、これはだれがどの程度容易に識別することができ程度のことをいふのか、同じく説明していただきたいと思ひます。

○農林政府委員 まず、規制対象種の器官及び加工品についても国内での譲渡は原則として禁止されることと解していかというお尋ねでございます。本法で対象種が指定されますと、その種及び今回追加されます器官、加工品についても基本的には流通が原則的に禁止をされるということでございます。

ただ、人工繁殖などでワシントン条約上認められているもの、あるいはワシントン条約の規制対象以前のものなどにつきましては、ワシントン条約でも適法に輸入が認められておるものでございまして、これらのものについては、違法なものとは区別する意味から、登録をいたしまして流通をするという仕掛けをとっておるものでございます。

それから次に、規制の対象となる器官、加工品の範囲についてのお尋ねでございます。

器官、加工品について、法案の六条におきまして「種を容易に識別することができぬものであつて、政令で定めるもの」というふうに規定をして

いるところでございます。ワシントン条約におきましては、水際で容易に識別できるものというところ、専門家の税関当局の職員が見てチェックができるものというところで水際規制はしておるわけでございますが、国内に入つてまいりますと一般の人が登録をするという手続をとることになりますので、一般の人から見ても識別できるものでなければいけないということで、このように「政令で定めるもの」というような規定をいたしておるところでございます。

したがって、具体的な対応を、種ごとに外見上識別できるものとして特定をいたしたいと考えております。例えば動物にあつては皮であり毛とか、角でありますとか、きば、それから羽植物にあつては花でありますとか茎でありますとか、そういうことで特定をいたしたいと思つております。

そこで、御指摘の漢方薬の点でございます。

漢方薬については、ワシントン条約においてはサイの角などは当然水際では規制をされておるわけでございます。特別の訓練を受けた職員がチェックをいたしておるわけでございます。しかしながら、国内に入つてまいりますと、先ほど言いましたように、一般の人たちが対応をいたすことになりましたので、外見からは成分を識別することが非常に困難でございます。したがって、この漢方薬の材料となつております粉末のようなもの、それから内臓でありますとか肉、こういうようなものについてはこの法律の具体的な流通規制という点については難しいのではないかとこのように考えているところでございます。

○野田(聖)委員 確かに難しいとは思ひますけれども、最近ではその漢方薬が、例えばパッケージなんかにも使つておられると絵でもかいてあればわかるのですけれども、そのものになつてしまふとどうも水際でわかりづらい。ただ、やはりワシントン条約においては、判別できなくても、識別できなくても、そうやって動物が利用さ

れているのだということには変わりがないと思うので、今後の検討課題にさせていただければいいのではないかと思います。時間が余りないので先に進みたいと思います。

先ほど局長が答弁の中で、人工繁殖なんかは法律で認められていて登録をすればいいということがありまして、今の法律も登録制度があるわけですから、今度その範囲が広がりますので新しい登録制度にしようということでもあります。今までも登録制度というのがあって、その目的は一体何だったのか、そして今度改正されまして、器官や加工品等が入ってくることによってその数がふえる、そのために事前登録制度というのを利用するということなのですが、これについて質問させていただきます。

まずは登録制度の目的、そしてその事前登録制度というのは、ある意味では前渡しをしようから後の確認が難しいのじゃないかと。これはタクシーチケットみたいなものじゃないかということをおっしゃる人がよくいるのです。つまり、一たん業者側に申告に応じた登録票が渡されると、それがその後どのように使用されるかというのが、実態はなかなか把握しにくいという問題が生じてくるのではないかとこのことが言われています。この点を解決するシステムなどの準備はされているかどうか、また、その事前登録を受けた者が違反した場合にはどういう処分を受けるのか、ペナルティーがあるのか、そういうことについても教えてくださいたいと思います。

○農林政府委員 まず現行法制の登録の趣旨でございまして、先ほど申し上げましたようにワシントン条約におきましては、人工繁殖のもの、それから法規制以前に輸入されたもの、それから特定地域だけに規制がかかっているものである、その区域外は規制対象外であるというようなど、いろいろなケースがありますが、こうしたものは適法に輸入ができることになっておるわけでございます。

しかしながら、国内に入ってきたと、適法に

入ってきたものと適法に入ってきたものがこれは区別がつかないで、したがって登録をさせていただきまして、登録票と一緒に譲渡をしていただく。そういったしますと、登録票のないものは適法であるというところで規制をすることができなくなるわけでもございまして、今回の部分品なり加工品についても基本的にはこうした規定が働くわけでもございまして。

しかしながら、本法の今回規制対象となるものの中には、例えばワニ皮のようにかなり人工繁殖が広範に行われておりまして、ワシントン条約上もそうした形であれば商業取引が許容されているものがございまして。このようなものについては、適法に輸入されたものが、業として相当程度の取引が行われることとなります。年間数万枚ということでは輸入をされることになるわけでもございまして、こうしたものについては、その流通が基本的に定型的でありまして、量が多くございまして、あるいは継続的でありまして、他の、いわば量が少ないものと比べて違った対応になっております。

本法におきましては、そうしたもののについては事前登録制という制度を設けまして、当初輸入予定枚数が、例えばワニ皮の場合には相当多い場合には、それは事前に登録をしていただきまして、その枚数に見合った登録済証を事前に交付をいたしまして、そしてその登録済証を輸入したワニ皮につけて流通をするわけですが、三カ月以内にきちっとそれを報告をしていただきまして、こうしたワニ皮についてこれを何月何日発給しましたということを報告していただきますが、その事前登録済証には私どもの方でも番号を振っておきまして、そして私どもに返ってまいりました段階で輸入許可証などと相互にチェックをいたします。したがって、そうすれば、問題があればそこで把握ができるということになるわけでもございます。

もし、その点、適法な事前登録済証の発行などが行われた場合には、事前登録制度にのせない、

事前登録制度での登録をさせないというようなことで対応をいたしたいと思っております。事前登録制度にのれないということになりますと、物を取引できなくなるので、それは業者にとっては大変なチェック材料になるというふうに理解をしております。

○野田(重)委員 今の御説明を聞きますと、登録制度の目的というのは、条約及びその国内法措置としての外為法に従って輸入された個体等のみに正規の流通を許し、違法に輸入された個体等を流通の全過程から締め出すことにあると考えてよろしいでしょうか。

○農林政府委員 基本的には先生のおっしゃる趣旨でございまして。

○野田(聖)委員 それでは、登録についての問題なんですけれども、ここに一つの資料がありまして。これはトラフィック・ジャパンという、もう局長も長官もよく御存じの、この件に関して非常に熱心に調査をして、やっておられるNGOの団体です。この方たちが現行法で調査をされたんです。というのは、環境庁も人手が足りませんから、そうやって大々的な調査ができないということなんですけれども、この人たちは、現在は加工品とか入っていませんから個体だけの調査になるんですけれども、どの程度現行法を守ってやっているかという調査をしてくださいました。その調査結果があるんですけれども、結論から言うと、余り守られていないんじゃないか、現行法自体守られていないんじゃないか。

不法取引、今それを排斥するための登録制度によつて本来はなくなるであろう不法取引なんかもまだありまして、例えば現在の登録票なんですけれども、これはこの次の改正法案での登録票というの、むしろ企業のモラルとか自主性に随分依存するところがあるんですけれども、現在の場合にはそういうことでない登録票なんです、「登録票に関するところで、正規の登録票が一枚五十万円で取引されたり、偽造登録票があるらしい」という情報を入手している。「登録票を付けない場合、その分だけ動物は安く売買されるという。また、条約対象種を輸入する際、輸出許可書を偽造し、密輸入を繰り返して、国内取引の際にも登録票は全く申請しない業者がいるという」と、そのインタビューでわかった。また、この調査中に三重県のある小売業者が国内法違反の疑いで摘発されたそうです。そのときのそのインタビューに対して業者は、「地方にあるため、三重県というのには私の住む岐阜県に近いので、三重要というのがあるため、環境庁の監視の目は行き届かない。登録はする必要がある」と述べている。そうなんです。

そんなふうで、今の現行法も登録制度も若干、こういう団体の調査によるときんど行われてない。その上、今度品数はふえるわ、自主登録のような事前登録制度になると、本場に当局の方はきちんとして、先ほどの目的である、違法に輸入される個体等を全過程から締め出すようなことができないのかどうか。非常に不安に感じているんですが、この制度を取り仕切る指定登録機関について御説明いただきたいんですが、現在は財団法人自然環境研究センターが登録関係事務を行っていると言われます。改正後は引き継ぎやるのか、そして、やるとするならば、そのセンターの体制とか規模について教えてくださいたいと思います。

○農林政府委員 この改正法が施行されるまで一年間ぐらいの期間があるわけでもございまして、具体的な登録機関についてはこれから慎重に検討してまいりたいと思っております。法律上は、そうした能力を有する公益法人ということになっておりますので、今後検討をしてまいりたいと思っております。

また、現在指定登録機関として仕事をしていただいている自然環境研究センターは、八十人ぐらいの動植物の専門家がおられまして、そしてそれぞれの分野に詳しい研究員の方が随時参画をしてチェックをしていただいております。直接的な要員としては五人という体制でございまして。

なお、先生御指摘のように、監視業務というの

をきちんとしていかなきゃいけないということ
で、環境庁といたしまして、本年の七月から、
全国に十一カ所ございます国立公園管理事務所を、
国立公園・野生生物事務所に改組いたしまして、
こうした問題のチェックにも当たらせるといふよ
うな体制に移行することになっておりまして、都
道府県などのいろいろな御協力、それからいろ
んな民間団体での情報をいただきながらチェッ
クを強めていきたいというふうに考えておると
ころでございます。

○野田(重)委員 どうしても、前々から環境庁環境行政にかかわっていますと必ず出てまいりますが、人手が足りない。環境という仕事は非常に規模の大きな、そしていろいろな調査とか規制に関する人員もたくさん要るんじゃないかと思いますが、にもかかわらず、私は、そういう環境行政に対して国は余り理解を示してないんじゃないかと思っています。

ですから、また改正法に伴い、たしか年間三千個体であつたものがそれこそ数万になると言われるのであれば、なお一層環境庁にきちんとした人員を配備していただくように長官に心からお願い申し上げたいと思います。

時間がありますので先に進みたいと思います。

今人手が足りないという話がありましたけれども、実はこのトラフィック・ジャパンというのは、NGO、WWFジャパン、財団法人世界自然保護基金日本委員会、大塚長いんですが、その調査部門だそうです。この人たちが熱心に種の保存法にかかわる調査をこうやってニュースレターにしたりしてくれているのですが、そこでちょっと聞いた話は、環境庁なりほかの関係省庁というののは、なかなかそういう不法な、違法なことに對しての調査ができないんだ。さっきの店の立入検査にしたところで、環境庁の方に聞くと、やはり通報があれば行く、それもトラフィック・ジャパンからの通報が結構多いという話も聞きました。本当にこういうことでもいいかな。NGOに任せると

のなら任せるでいいのですけれども、やはりもうちょっと積極的に突っ込んでいかなきゃいけないんじゃないかと思えます。

例えば、やはり今現行法で一番問題になっているのは、熱帯魚とか爬虫類とかのペットが不法に入ってきている。じゃ、ペットショップというののは全国にたくさんあるんだけれども、一体その数の把握は環境庁でできているのか、または、そういうお店に対する行政指導とかそういうことはだれが実際にやっているのか、ぜひ教えていただきたいのです。また今後、これは環境庁に聞かなくてもいいのですけれども、実態調査について積極的に取り組んでいく姿勢があるかどうか。

○奥村政府委員 ペットショップの数は大体九千と言われておりまして、業界団体などに入つてないところもありますが、かなりなところは入つてゐると思ひます。

私どものチェックの体制でございますが、先ほども申しましたように、現在のところは東京の環境庁で対応しているということですが、今回の組織改正で、全国の事務所、百五十人ぐらいの職員がおりますので、そうした職員が、もちろん国立公園の業務もやりながらということでありまして、こうした問題について現地での対応をしていく。その際、都道府県にも鳥獣保護員という鳥獣保護法に関する業務を行う職員がおりますので、そうした方などから情報ももらいながら適切に対応していきたいと思っております。

○野田(聖)委員　くれぐれもよろしくお願いします。

次に、今回の改正法案の、担当省庁の関係業者の方に対する指導についてお伺いしたいと思います。

実は、これから「個体等」ということで器官、加工品などが入ってくるわけですが、これに對して生産省なり環境庁はどういう指導をされていくのか。私は環境委員でもあるのですが、商工委員でもありまして、今商工委員会で非常に問題にしているのは、中小零細企業というのは大変苦しい

い、大変な思いをしておられるのですね。この不況の中で、やはりとにかく大変な思いをしておられる。そこで、いろいろと国の方でそういう人たちを助ける救済のための法律なんかを、リストラチとかをつくるのですけれども、現実には地に帰ると、そういう零細企業、家でやっておられるような人たちのところまではそういう情報が行き届かないというのが今の日本の現状だと思うのです。

そこで、今回の改正法案にかかわる業界の人たちを見てみると、まさに中小零細の零細企業の方たちがほとんどであるわけです。この方たちにだけだけきちんとした周知なり教育なり指導をしてさしあげられるのか。また、環境庁と通産省がそれぞれかわるということで、何かあつれきなりギャップが指導の中で生まれてこないか。

そういうことについてそれぞれの御見解を伺いたいとともに、時間がありますのでついでに、最後の質問になろうかと思えますけれども、これはもともとワシントン条約の国内法の整備だ。それは先ほどのお答えでいただいたんですけれども、実はこれは世界的なもので、各国にやはりあるわけです、ワシントン条約及び関連国内規制の管理当局。日本の場合は管理当局は通産省です。そして、海から持ち込まれるものに関しては農水省が分担しておられるということになって、そういう理解で正しいかどうか。そして、この委員会に直接関係している環境庁は、農水省とともに科学当局というのを担当することになっている。この管理当局と科学当局というのはどういう間柄なのか、どういふ違いがあるのか。

そして、実は環境庁は管理当局である通産省に助言ができることである。この助言というのはどの程度の力を持っているのか。日本語というのは非常に難しく、私たちが考える助言というのは、やたらどうとか、その程度の聞いても聞かなくていいわよというようなニュアンスもあるわけだ、その助言という言葉の重さについて教えていただきたい。

最終的にこれは国際的な条約の一つの運用ですので、諸外国といいろいろと連係プレーをとられることになった場合、そこからいたいだいた資料で、主要国の管理当局、いわば日本の通産省の役割に当たる局というのは、オーストラリア省と自然保護庁、カナダだと環境省、フランス省が環境省、ドイツが環境・自然保護・原子力安全省、ニュージーランドが保護省、スウェーデンが農務省、イギリスが環境省、アメリカ合衆国は内務省魚類・野生生物局と、通産省と非常に密接なつき合いのある——むしろ環境庁とつき合いの深いところが環境当局になっているわけなんです。

今後、諸外国とのいろいろなすり合わせの中で、管理当局が通産省であり、その助言をする科学当局が環境庁、そういうやり方で不便はないのか、不都合はないのかということをお尋ねしたいと思います。

○奥村政府委員　まず、法律施行に当たって中小企業者などに対する対応をどうしていくのかというようなお尋ねが最初にございました。

従来から、事業者の方たちにはこの制度を十分御理解いただいて対応していただかなければいけないということ、ポスターやパンフレットをつくりまして、業界団体などを通じ周知を図ってきたくところでございます。今後とも、通産省や農林省など関係業界に関連する省庁ともよく連携をとりながら対応していきたいと思っております。

なお、今回、部分品なり加工品が対象となりまして、象牙、ワニなどについては事業者の方がかなりいらつしやるのですが、それぞれ百ないし二百社程度というふうに考えておりまして、これも業界などがございますので、そうしたところを通じて徹底を図ってまいりたいと思っております。

科学当局の關係でございませうけれども、これは、ワシントン条約に基きまして輸出許可書あるいは輸入許可書を発行する実務的な役割を持つものを管理当局、それから管理当局が許可書を発行する際に科学的な知見から助言をする役割を持つもの

のが科学当局でございまして、先生おっしゃったような省庁の役割分担になっておるところでございします。

科学当局の助言がどのように評価されるかというところのお尋ねがございましたが、基本的には、環境庁の助言がありまじと輸入等が許可されないというところになるわけでございます。これは条約上のきちつと位置づけのされた機関でありますから、それはそうした重い位置づけで対応されることになるわけでございます。

また関係省庁の関係は、いろいろそこがあつてはいけないということで、ワシントン条約に關係する省庁の連絡會議を設置いたしまして、この議長は環境庁の私、自然保護局長が務めておりますので、環境庁が全体的な方向をいざり導いていく立場に立つていく、連携をいたしながら進めていくということ、現在までのところ、そうした点での特段の問題はないというふうに考えておるところでございます。

○上野説明員 ただいまの環境庁の局長の答弁に補足をさせていただきます。

私も、先生御指摘のような象牙とかべつこうとか、非常に零細性の高い業種を担当しております。今申し上げたような業種、従業員が大体十人以下の企業がほとんどでございます。本場に零細性が高い業界でございます。したがって、この法案を作成します段階から環境庁とよく相談をさせていただいて、こういった零細な業界の実態を十分この法案の規制に反映させていただきたいということと協議をさせていただきまいた。

この結果、この法案、先ほど議論もございましたけれども、例えば登録に当たって大量の登録が必要となる事業者については事前に一括して登録を行うということができるような制度ですとか、届け出の規制に当たっては一定規模以上のものに限定をするというようなことで、中小の事業者に配慮をするという仕組みが既にできております。

また、法律の施行に当たりまして、もちろん環境庁とも十分連携をいたしまして、まず業種ご

との実態を十分に把握した上で、それぞれ必要に応じて適切な、例えば経過措置を設けるといった配慮も今後検討させていただきたい。

いずれにしても、やはり規制内容を十分に周知をするということが大事でございますので、その点についても十分に努めてまいりたいというふうに考えております。

○仁坂説明員 私ども、先ほど最後に御質問になりました輸出入の観点からのワシントン条約の実施、すなわち管理をやっておりますので、その観点から御説明させていただきたいと思ひます。

科学当局や管理当局をどの国がどういうふうにして決めるかということについては、私の推測でございしますが、それぞれの国の行政の仕組みで決まってくるんだらうと思ひております。一部の国は御指摘のように内務省やあるいは環境保護当局、一部の国は食糧あるいは動植物の所管ということから農林水産当局、一部の国は、我が国がそういうでございますが、貿易の管理という観点から貿易所管省庁が管理当局になっているという次第でございます。

我が国では、通産省の所掌物資以外のものも含めまして、例えば農林水産省所掌物資とかそういうことも含めまして、貿易の管理は一元的に外国為替及び外国貿易管理法で通産省が担当をしております。多分こういう仕組みを反映して、通産省が、ワシントン条約の海からの持ち込みのものを除きますと、管理当局になっているというふうに理解しているわけでございます。

我々管理当局の責務は、条約の精神に基づきまして、条約で決められたとおり水際の輸出入管理を行うということでございます。どの動物についてどのような規制を行うか、条約でどういうふうな決めていくか、こういうことについての国内的な調整は、それぞれの物資所管省庁などの意見を聞きながら環境庁が科学当局として取りまとめをされているというふうに考えております。私どもは、先ほど申しましたように極めて厳正に実施しているつもりでございます。この点について

は諸外国の理解も得ているというふうに考えております。

それから、先ほどおっしゃいました管理当局と科学当局との関係でございます。助言の意味でございますが、具体的に申し上げますと、私ども、今回の対象になったようなワシントン条約上のI種の動植物につきまして、これを許可をする際には環境庁に協議をいたしまして、科学的観点からの御助言をいただいで、協議が調った段階で許可をするということにしておる次第でございます。

○野田委員 やはり若干、協議と許可では二ユアンスが違ってくると思うので、仲よくやっていただきたいと思ひます。

最後に、私の改正法をやつてみてだんだん矛盾を感じてきたのは、一体これは何のためにやるのか、国際取引のためにやるのか。だけれども、そのもつと前提は、やはりこれから絶滅に瀕してしまう動植物たちを守るための法律なんじゃないか。この改正法案を見ていると、それを業とする人に対しての手当て、登録制度とかそういうことは着々と進んでいるけれども、実際に動物に対する、環境を守る、そういうことについての指導とか規制に対する人員の配置というのが二の次になつていような心配があります。そういう意味で、ぜひ早急にそういうところを詰めていただまして、より完璧に本来の目的に近づく法律として仕上げていただきたいと思ひます。質問を終わります。ありがとうございます。

○奥田委員長 岡崎トミ子君。

○岡崎トミ子委員 この改正法案は、ワシントン条約の対象となつていながら国内取引の規制がなかった部分、派生物に対して新たに対象に加える目的でありまして、大きな前進であらうと考えております。ただ、流通形態など複雑な部分を抱えながら従来の登録制度を運用しようとするために、なかなか難しい面もある。せっかくの登録制度の意味を失わせて、結局は違法に輸入されたものが国内市場に混入するのを防ぐという種の保存法の目的にそぐわないところがあるのではないかと、そんな

なふうに思える点もありまして、私は、個体の一対一登録を最大限実施すること並びに業者からの定期報告をさせることで、初めてこの改正法案が成果あるものになるだらうというふうに考えております。以下、具体的に質問をしたいと思ひます。

まず規制対象の範囲を確認したいと思ひます。今回対象となりますものは、第六条にありますとおり、種を容易に識別できるものと定義があるわけなんです。これまでも種の定義、例えば一体具体的にだれが識別して、どのような方法でできるものを容易に識別できるものとするのか、まず教えていただきたいと思ひます。

○奥村政府委員 お答えをいたします。

この法律は、国内に入つてまいりました段階で一般の人たち、事業を行う人たちも含めてでございますけれども、その種あるいはその派生物、これを特定して、そして登録をする、あるいは業として届け出をして対応していくような仕組みに乗ってくるというような義務がかかつてまいるわけでございます。そういう意味では、そうした人たちが十分対応するようなものでなければいけないということでございます。

現行では、水際規制ということで、税関では訓練を受けた税務職員が担当をしておるわけでございますが、国内流通規制という点では、そうした税関職員と同じ対応はなかなか難しいということ、中身を特定せざるを得ないというのが法的な性格づけであらうかと思ひます。

○岡崎トミ子委員 たしか野田聖子さんのときにも一般国民が識別できるというふうなことで、私は全くの思い違ひかなというふうに実は思つたわけなんですけれども、私は、一般国民を基準にすればほとんど容易に識別できないというふうに思うのです。

このことは常識的に考えますとすぐわかることで、ほとんどの人は条約でどのような種が規制されているか知らないし、まして規制されている種のトカゲ皮と規制されていない種のトカゲ皮、これを識別できる人はまれではないかというふう

○奥村政府委員 具体的には政令でこれから規定をするわけでございますが、先生御指摘のありま

流通することを防ぐというのが、保存法の目的であらうというように思うんですね。とすれば、対象には水際でチェックするものと同様のものを念むべきではないかというふうに思います。それ

ないと考えておりますが、実効性については、ト
ラフィック・ジャパンなどのNGOからもこの点

録制度の意味を失うことがないように、また、密輸等をする場合に、原材料の状態で入る可能性が、高いわけですから、事前登録制度、原則としてどうなのだろうか。先ほど野田聖子議員もこの

ことについて触れておりましたけれども、再度、その不正を避けるために定期報告の義務をしつかりしていくというふうなお話をしていた方がいいというふうに思います。

○農林政府委員 事前登録制度は、例えばワニ皮のように大量な商業取引が行われる場合について、適法に輸入されたものが業として取引が行われているという実態にこうした制度で対応することとしたところでございますが、先生御指摘のように、チェックをきちっとやるということが大切でございます。三カ月以内にきちっと報告をさせるという制度になっております。そして、輸入許可証等チェックをいたしまして、違反がありましたら事前登録制度の対象としないうような対応をいたすことになっております。そういったしますと、業者の方は取引ができなくなりまして、そうしたチェックをきちっとすることに よって対応してまいりたいと思っております。

また、事前登録制度の対象とすることを予定しているワニ皮につきましては、ワシントン条約締結国会議の決議に基づき、個々の個体にコード番号がつけられておまして、これと照合するとい うような対応もいたして、この制度が先生御指摘 のようなことにならないように、きちっとした対 応をしてまいりたいと思っております。

○岡崎(ト)委員 この定期報告の内容、「総理府 令で定める」というふうにあります。確認して おきたいのですが、具体的な命令はここで出すわ けですね。本日に、行政がチェックする方法はこ の定期報告しかないわけなのですが、何を報告す るのか、この時点ではちよつとわからないのです けれども、具体的にはどうなりますか。

○農林政府委員 事前登録証につきましては、 行政当局から登録済証を業者に渡しますときに、 きちつと一連番号を振って確認をいたしておきま す。そして、業者の方においてそれを具体的に譲 渡する場合に、みずからの名前と判を押して、そ してそれをつけて譲渡するという手続をするわけ

でございますが、その際、報告におきましては、 具体的なその事実、月日及び枚数、それから輸入 許可証の番号というのをきちつと書いて、何月何 日、どうした人にそれを譲渡したということを明 確に書いていただいて、報告をしていただくとい うことを考えておりますので、そうしたことによ りチェックをしてまいりたいと思っております。

○岡崎(ト)委員 今度はこの譲り受けた方な ので すけれども、これは事前にちよつと伺ったら、難 しいということでしたけれども、少なくとも譲り 受け人の住所、氏名とかあるいは事前登録済証の 写しとか紛失したもの、それから管理、展示状況 など報告、あるいはまた提出させるというよう なことについてはいかがですか。

○農林政府委員 通常の種の個体等につきまし ては、登録票を付して転々と譲渡されることが前提 となっておりますことから、その譲り受けに当た っては、譲り受けた人が届け出を行うという仕組 みになっておるところでございます。

これに對しまして、事前登録の対象とすること を予定しているワニ皮等につきましては、細分い たしまして加工をする、そして譲渡されることにな るのが通例でございますので、一般の登録のよ うな譲渡による状況の把握ということは難しいわ けでございます。そこで、細分加工して流通され るものにつきましては、別途標章というふうなも の、シールによる管理方法を設けることにいたし まして、それにより合法的な証明をつけようとい うことにはいたしておるところでございます。そし て、このような手続の中で譲渡先を明らかにさせ る等の工夫を行いたいと思っております。先生 御指摘の点についても、そうした中で考えさせて いただきたいと思います。

○岡崎(ト)委員 次に、通産省に、業界の実態を ちよつと知りたいので教えていただきたいのです が、業者の数、象牙、ワニ皮、べつこう、この三 点について、物は見たことがありますが、この三 数量などもわかりましたら教えていただきたいと 思います。

○上野説明員 御説明をさせていただきます。

まず象牙でございますけれども、業界調査でござ います。象牙の加工をする事業者は業界団体 に加盟をしている事業者数で六十九社、そのほか に、加盟をしておりませんけれども、推計では個 人の事業者などが約百社程度というふうに見てお ります。

それから、これらの生産量でございますけれども、 これは例えば象牙です。それから重量で換算をして おりますが、平成五年の生産量は約二十一トン、 平成五年末の在庫量は約七十六トンというふう に把握をいたしております。例えば、その象牙を使 った、加工をした製品でございますけれども、こ れは判ごにする印材でございますとか、あるいは プローチですとかイヤリングですとかの装身具、 それから三味線などのばちでございます。それ から根付と言われますような、いわば美術品に属 するような彫刻品などがございまして。印材を例に とりますと、推計で、末端小売段階では年間約五 万本というふうに見られております。

それから、べつこうでございますけれども、べ つこうの加工事業者は、これも業界調べでござい ますが、約二百社でございます。べつこうの生産 量は、平成五年で見ますと、約十トン。平成五 年度末の在庫量は、いわばその削りくずを含め た、端材を含めると、この十トンの約三倍ない し四倍程度あるというふうに見えております。そ れから、べつこうを使った製品としましては眼鏡の 枠、それからプレスレット、それからかんざし、 こういったものがございまして。

それから、ワニ皮でございますけれども、ワニ を含みまして爬虫類を扱っている、原皮をなめ ている企業が二十七社、そのほかに参加をしてい ないアウトサイダーが十数社あると見られており ます。ワニでございますけれども、原皮は全量輸 入をされております。輸入量は、ちなみに平成五 年で約九十四トンでございます。ただし、この九 十四トンの中には、今回の規制の対象にならない

ような養殖といいますが、ワシントン条約の一種 でないワニ種のもので、かつ養殖のものというよう なもの、こういうものも含まれております。ただ、 詳しい内訳はそれ以上、現在の統計ではわからな いということでございます。それから、ワニ皮の 製品でございますけれども、ほとんどがハンドバ ッグ、そのほかにはベルト、場合によっては靴とい うものに使われるというのが実態でございます。

○岡崎(ト)委員 どうもありがとうございます。 「二年間につき政令で定める数以上」というのが ありますけれども、これは環境庁、予想としては どれぐらいの割合の取引がこの事前登録となると 考えていらっしゃるのでしょうか。全体の取引 の何割に当たるのかを伺いたいと思っております。

○農林政府委員 事前登録制度は、人工繁殖され たものなどの適法に輸入されたものを商業的に扱 う事業者に着目して設けたものでございます。し たがって、この制度の対象となるのは通常事業者 が商業ベースで取り扱う数量でありまして、例え ばワニ皮では千の単位ということになるかと思 います。具体的な数値については業界の実態等 をさらに精査して定めてまいりたいと思ってお ります。何割かというのは、ちよつとそこまでは まだ把握はできておりません。いずれにしても、業 態をよく把握して対応したいと思っております。

○岡崎(ト)委員 では、次に特定器官について伺 いたしたいのですが、特定器官は登録が困難なものに ついて業者登録をする制度です。結果的に登録制 度の適用除外を設定していることになって、これ は保存法の目的に反するのではないかと自身は 思うのですが、そのことと、それから資料により ますとわかりにくいのですが、生きた、これは特 定器官に入りますでしょうか、入らないのでし ょうか。

それから、やはり業者登録なんですけれども、 特定器官を取り扱う業者すべてを登録するわけでは ないようなんですね。それで、ここでは加工を 行う事業者が対象となる予定とありますが、で

○岡崎(卜)委員 最後は長官に伺いたいと思いますが、すけれども、今度は特定器官と原材料器官と、量的にも質的にも行政事務が圧倒的に拡大すると思

○岩佐委員 種の保存法の一部改正に関する問題で幾つか伺いたいと思います。

先ほど同僚議員の皆さんがいろいろと議論され

今度せっかく法の改正が行われるわけですから、そういう問題が解決できるような形で対応したいと、
 つてほしいというふうに強く要望しておきたいと

しております。今回の改正法の施行までの間に、関係省庁とも十分連絡をとり、協力をしながらそました対応をしてまいりたいと考えております。

○岩佐委員 それから、これまで登録を受けた野生動物植物が死んでいるにもかかわらずその登録票を返納していないものが見られたり、登録を受けた希少野生動物植物を譲り受けて、あるいはまたその引き渡しを受けた者が環境庁に届け出ない、そういう状況が見られているわけです。

これは野鳥の件ですけれども、NHKでも放映されているメジロの件がありましたけれども、こういう票がひとり歩きをするということが見られるわけです。今回の改正案でも登録票、事前登録済証というのですか、返納が規定されて、譲り受けまたは引き取りしたものは環境庁に届け出なければならぬことになっていきますけれども、返納されなかったり、あるいは届け出をされなかったりする、そういうおそれがあります。これらの状況が登録票の横流しや密猟、あるいは密輸入などの不正な流通を許している温床となっているし、またこれからの不なりかねないという状況です。

希少野生動物植物の登録票、事前登録済証の返納などの徹底、あるいは譲渡などの届け出についての指導を強化をして、とりわけ立入検査ですね、これはなかなか今までも余りやられていないようですけれども、そういう立入検査などの監視体制の強化を図る必要があるというふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○奥村政府委員 先生御指摘のように、各種の書類が不適正に利用されるということであってほならないわけでございます。私も、これらの証票類について総理府令で定めるときに、記載事項をきちっと的確に定めることにより、不正なものが容易に判別できるような仕組みを考える必要があるかと思えます。また、チェックの体制についても、管理事務所などの組織を使い、また都道府県とも連携をとりながらチェックを強化してまいりたいと思っております。また、登録票や印章につきましても、登録票の中には個々のものの特徴を記入するとか、あるいは輸入許可にかかわる番号をきっちりと書かせるとか、いろいろな工夫をし

ながらそういうようなことが起こらないよう、また監視体制を強めるなど、対応を強化してまいりたいと思っております。

○岩佐委員 規制の強化と同時に、やはり国民の教育といえますか、そういうことがとても大事だというふうに思っています。子供のときから希少野生動物植物の保護についての意識を高めてもらう。私は、希少野生動物植物だけというのはどうもよくない、自然全体だと思いますけれども、とりわけこの法律がそういうものを目指しているわけですので、このあたりの教育、啓蒙、そういう活動をぜひ強めるべきだというふうに思いますけれども、長官のお考えを伺いたいと思います。

○浜四津國務大臣 先生御指摘のとおり、希少野生動物植物の保護のためには国民の意識が高まらなくてはならないというふうに考えております。その保護に当たりましては、こうした広く国民の方々、一般の理解と協力が不可欠でありまして、そのためには、子供のころからの教育あるいは広く一般への普及啓蒙が重要であるというふうに認識しております。

こうした観点から、環境庁といたしまして、野生生物保護に係るポスターとかあるいはパンフレットを作成いたしまして、一般の方々に配布して広報を図っております。また、それとともに、シンポジウムの開催あるいは関係団体の普及啓蒙行事を支援してきたところでございまして、今後とも、こうした活動を通じて、広く国民の皆様に理解を深めていただくということで努めてまいりたいと考えております。

○岩佐委員 パンフレットの作成については、環境庁がつくった前のパンフレットを見せていただいたのですけれども、表などがそのまま、ちょっとやはり難しいというか、そんな感じがしましたので、余計なことかも知れませんが、もうちょっとイラスト入りで、小学校の低学年の人たちにもわかるような、そういうものをぜひつくっていただきたいというふうにお願ひしておきたいと思ひます。

法案関連でちょっと幾つか伺いたいのですけれども、まず長野冬季オリンピックの施設づくりと自然環境保護の問題について伺いたいと思ひます。オリンピックの成功を期待しながら伺いたいというふうに思ひます。

長野市では逆谷地湿原を初めとする湖沼群が一带にある飯綱高原にボブスレー、リュージュコースが建設されています。この飯綱高原は、長野市の学術調査によっても後世に残すべき優れた地域として評価をされ、その保護、保全、復元が義務づけられているところです。また、白馬村では八方尾根の千八百メートル地点から男子滑降コースの設置の動きがあります。この地点は、中部山岳国立公園の第一種特別地域に指定をされ、貴重な高山植物もあります。

オリンピック憲章では、自然環境との共生という理念があつて、日本オリンピック委員会、JOCも自然と真に共存する五輪という根本原則を掲げています。さきのリレハンメルでも自然との共存ということが言われていましたけれども、冬季オリンピックと自然保護のあり方について長官の御認識をまず伺いたいと思ひます。

○浜四津國務大臣 前回のリレハンメル五輪も環境に優しいオリンピックということをやったつもりでした。こうしたオリンピックのような国家的行事においては、特に先生御指摘のように、自然との調和に十分な配慮がなされることが重要であるというふうに考えております。

長野冬季オリンピックにつきましても、招致の段階から、自然環境の保全に配慮しつつ計画を進めているというふうに理解しております。また、長野オリンピックの基本理念の一つとして、今お話がありました、美しく豊かな自然との共存を掲げて開催の準備を行っているというふうに承知しております。今後ともこうした方向に沿ひまして準備を進め、自然環境との調和が図られた、諸外国に誇れるような長野オリンピック大会になることを祈っております。また、それが大切であるというふうに考えております。

○岩佐委員 私は現地に行つたのですけれども、飯綱高原にボブスレー、リュージュコースなど新設をされるという計画が進み、一部工事が行われているわけですね。飯綱高原は、オリンピック道路とか言われてそれに向けて道路も新しくつくられているわけですから、それに便乗してか、五輪施設以外にも大手民間企業のゴルフ場開発も計画をされているわけです。これは非常に豊かな水があるところでして、何か水の主流部分にゴルフ場がつくられるという状況が進んでいるので、私も向こうに行つて非常にびっくりしたので、私も向こうに行つて非常にびっくりしたので、監視を強めていただきたいというふうに思ひます。

八方尾根の男子滑降コースなんですけれども、ちょうど私が向こうへ行つたときに、FISの、国際スキー連盟の皆さんが現地に調査に来られていたのですけれども、現在、八方尾根の千八百八十メートルが起点になっているわけですから、FISは、これを百二十メートル引き上げて千八百メートル地点にしたいということを言っているわけなんですけれども、長野の冬季五輪組織委員会は、千八百メートル地点は国立公園の第一種特別地域であるから、長野五輪の掲げる自然保護の理念に反してしまうということで、そういう主張をして、今千八百メートルについては反対をしているそうです。

千八百メートル付近というのは特別地域で、そのすぐ下には黒髪平という高層湿原があります。県の天然記念物にも指定をされています。この間ちよつと沼地みたいなところを見て、現地では、よくわからない、カエルの卵ではないような何か卵もたくさんあつて、環境庁の案内をしてくださった方もよくわからないとか言つておられましたけれども、本当に見たこともないようなものだったので、もしかしたら貴重なものかななんて思つたのですけれども、私も現地を歩いて、ちよつと国立公園の中は残雪がありましたけれども、登つてまいりました。こういう豊かな自然が破壊

をされるということになったら、もうとんでもないことですので、この点について、環境庁として今後どう対応されていかれるのか、伺っておきたいと思ひます。

○農林政府委員 お答えをいたします。

先生御指摘の白馬八方尾根の滑降コースにつきましては、オリンピックの招致の段階から、区域外で設定をされるというふうに私も聞いておったところでございます。組織委員会の現在の施設計画では、当初計画どおり、公園区域外でコース設定がされているものと承知をしておりますところでございます。

なお、具体的な変更という点については、私もまだそうした計画を聞いていない段階でございますが、仮に特別地域にコースが設定されるというところであれば、スタートハウスなど関連施設の設置がなされるということになりますので、国立公園の自然環境の保全という観点から慎重に検討する必要があると考えております。

繰り返しますが、現在のところ、そういう計画変更の話は聞いておりません。

○岩佐委員 一九七二年の札幌オリンピックのときに、支笏洞爺国立公園内にある恵庭岳に滑降コースを造成することになって、環境庁は一切の施設は大会終了後直ちに撤去、復元することを条件に許可をしました。しかし、当時二億円のお金を

つぎ込んで復元作業を行ったのですけれども、二十年余り経過した現在でも原状復帰ができていないという声があります。一度破壊すると、二度ともとに戻らないのが自然環境です。そういう点では、自然保護の立場で積極的に対応していくべきだということを再度申し上げておきたいと思ひますし、そういう姿勢でぜひ取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、同じ白馬村のクロスカントリーとパイアスロン競技場の計画ですけれども、村が環境アセスメントを実施したところ、オオタカなどの希少野生生物が生息していることが明らかになって計画を変更しました。パイアスロン競技場は野沢温

泉村に変更して、クロスカントリーは四コースを三コースに縮小しました。環境アセスメントでオリンピック施設の造成工事による伐採、騒音、振動、夜間照明などで繁殖活動の変化、営巣地点の変更、放棄の危険性などが予測されることが判明したために、白馬村では、オオタカを保護するために周辺区域も含めた生息環境の保全対策をとっています。オオタカの営巣が確認された約四十ヘクタールを鳥類の保護エリアとして保全をしていくとしています。

白馬村の例は全国的にも非常に先進的な野生動物の保護だというふうに思ひますけれども、その点、環境庁としてどう認識しておられるか、伺いたいと思ひます。

○農林政府委員 先生御指摘の白馬村の野生動物の保護に関する条例でございますが、オオタカを対象とした条例という点では、我が国初めてのものというふうに承知をしております。このように地方公共団体が独自の立場から地域の自然的、社会的条件を踏まえた希少野生動物の保護を目的とした条例を設定することは、地域特性に応じたきめ細かな対策を可能にし、私も国レベルの対策と相まって我が国の野生動物保護のすそ野を広げるという意味で、大変意義深いことだと考えております。

○岩佐委員 白馬村の西沢村長さんにお伺いしたのですけれども、村は現在この四十ヘクタールの土地の買収を地権者と協議中で、今後専門の保護委員会を委嘱して保全をしていくとしています。白馬村では、今局長が言われました、白馬村における希少野生動物の保護に関する条例、これをことし四月施行して、この四十ヘクタールを保護地区に指定をして、捕獲などの行為を禁止をしています。この条例も、種の保存法の趣旨を生かして地方自治体が独自に野生動物を保護するというもので、全国的にも大事な試みだと考えられます。

村は四十ヘクタールの土地を買収してオオタカを保護するわけですが、当然、土地の買収費用、保護地区の管理上の技術、こういうものが求めら

れます。種の保存法では、環境庁長官は希少野生動物の保存のため助言または指導することができるとなっていて、交付地方債元利償還金等補助金による希少野生動物保護のための民有地買い上げ、これも対象にしています。白馬村のような種の保存法の趣旨を生かした取り組みに対して、環境庁は積極的な支援を行うべきだと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○農林政府委員 地方自治体における独自の対応については、私もいろいろな面で支援をいたしますとともに、地方独自の取り組み事例をほかの自治体等に紹介して、さらにその推進を図っているところでございます。

御指摘の民有地買い上げは、実例がございまして、これまでのところ、国の野生動物保護区というところになっております。具体的に白馬村から私もどういった点でまだ御相談はありませんが、よくそうした点についてはお話を聞いて、可能であるかどうか、我々として支援ができるかどうかよく相談をしてみたいと思ひます。

○岩佐委員 次に、八王子の川口地区のオオタカの保護の問題について伺いたいと思ひます。

住宅・都市整備公団のリサーチパーク計画の予定地内で、ことし四月十五日にオオタカの抱卵が確認されました。天合峰を守る会という自然保護団体が発見したもので、既に昨年発見されている巣よりさらに計画地の中心部で発見されました。

これは、住都公団の八王子川口地区オオタカ生態調査検討会も四月十八日に、地区内の昨年の巣とは異なる場所に営巣し、平成六年四月十五日に親鳥が抱卵しているのを確認しましたと中間報告をしています。今度発見された抱卵地点と昨年の巣とをあわせて保護をするということになります。と、住都公団のリサーチパーク計画は成り立たないということになります。オオタカの場合には毎年毎年同じ巣を使うということではなくて、幾つか巣をつくる地点があつて、それを順繰りにどうも使っているというふうなことも最近わかってきています。

そういう点で、種の保存法の趣旨に沿って、住都公団に対して、計画を中止をする、白馬村のように保護地区に指定できる、そういうように積極的に働きかけることを環境庁にぜひお願いをしたい、そういう点についていかがでしょうか。

○農林政府委員 先生御指摘の八王子の川口リサーチパークの予定地については、現在計画の策定主体でございます東京都が事業予定者である住宅・都市整備公団に対してその生態調査と保全措置の検討を指示し、これを受けた公団が学識者や住民代表から成る検討会を設置して生態調査を現在実施中でございます。

環境庁としては、これまで調査の状況等について東京都から必要に応じて説明を聞いておりますが、今後とも調査検討の進捗について十分私どもとしても関心を持って見守ってまいりたいと思ひております。

○岩佐委員 八王子の川口リサーチパークの計画地域というのは、本当にまとまった自然が豊かに残されているところで、面積も百七十ヘクタールですか、とても広いところで、しかも本当に自然が豊かなところなんです。公団が持っているというところでもありますが、やはり白馬村のようにオオタカを中心に考えてリサーチパーク計画を中止をして、市民のためあるいは都民のための保護地域にして、本当に豊かな自然をそのまま残していくというふうなことが理想的だというふうに思ひます。

そういう点で、環境庁としてもできるだけだけの協力をさせていただきたいというふうに思ひますし、そのことについての長官の御決意があれば、伺いたいというふうに思ひます。

○浜四津國務大臣 ただいまお話がありました八王子川口地区のリサーチパークの予定地、オオタカの営巣が確認されているというところを伺いました。

東京都が公団に対して保全措置検討を指示しているというところでございますが、この調査の状況等につきましてまた都から説明を聞いてお

りますけれども、その調査検討の進捗につきまして環境庁としても十分に注視してまいりたい、そして、この自然保護のために環境庁としても何とか努力したい、こういうふうと考えております。

○岩佐委員 終わります。

○奥田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○奥田委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奥田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○奥田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○奥田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十五分散会